|  |
| --- |
| **令和６年度　依存症問題啓発週間・月間広報企画運営業務****企画提案公募　仕様書** |

**１ 事業名**

令和６年度　依存症問題啓発週間・月間広報企画運営業務

**２ 目的**

大阪府（以下「府」という。）では、「ギャンブル等依存症対策基本法」及び「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」に基づき、５月を「大阪府ギャンブル等依存症問題啓発月間」とし、また「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、１１月１０日から同月１６日までを「アルコール関連問題啓発週間」としている。

府は、これら法律や条例の趣旨を踏まえ、依存症についての誤解や偏見がなくなり、依存症の問題に悩む本人及びその家族等が、適切な支援につながることができるよう、普及啓発活動を実施するとともに、若年層向けには、若年から依存症に関する正しい知識を持ち、理解することで早期予防につながるよう取り組んでいる。

本業務は、上記月間及び週間におけるイベントの開催や年間を通じた総合的な広報活動を展開することにより、若者をはじめ広く府民の関心を喚起し、依存症の正しい知識の普及と理解の促進等を図ることを目的に実施するものである。

**本公募は、「令和6年度大阪府一般会計予算」が議決され、本業務に係る予算が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。この条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。**

**３ 契約期間**

契約日～令和７年３月３１日

**４ 委託上限額**

22,000千円（税込）

**５ 業務内容**

　本事業では、「ギャンブル等依存症問題啓発月間」、「アルコール関連問題啓発週間」及び「年間を通した広報の実施」の企画運営を実施すること。

**Ⅰ【ギャンブル等依存症問題啓発月間】**

　＜概要＞

　　　「第２期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」における「第４章 具体的な取組 重点施策② 依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進」に基づく普及啓発活動として実施するものであり、「本人の意思や性格は関係なく、誰でも依存症になる可能性がある」ことや「依存症は適切な支援により回復が可能である」などのメッセージが伝わるイベントや広報を実施する。

1. イベント関連

|  |
| --- |
| イベントの概要 |
| 開催日 | 令和６年５月１９日（日曜日） |
| 会場 | 阪急うめだホール（予定） |
| 会場確保日時 | 令和６年５月１８日（土曜日）５時間～５月１９日（日曜日）１１時間 |
| 会場費 | 150万円程度（概算）　・必要な付帯設備等により金額が変わるため、付帯設備利用料及び技術料等について会場ホームページ等にて確認し、委託料に含め積算すること。　・会場費、付帯設備利用料及び技術料等のイベント開催にかかる一切の費用は委託料に含むものとし、その支払いは受注者において行うこと。 |
| 対象者 | ・府民及び府内在勤・在学等のすべての人・主たるターゲット層：若年層（１０～２０代） |
| 観覧料 | 無料 |
| 目標値 | 当日参加者数４００人／アーカイブ配信４００人以上 |
| 事業評価指標 | ・当日参加者数・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標 |

|  |
| --- |
| イベントの内容 |
| ホール内でのイベント | 座席形式 | シアター型 |
| 開催時間 | 120分程度 |
| プログラム進行イメージ | 第１枠：パフォーマンス等第２枠：講演等第３枠：パフォーマンス等 |
| 講演等の内容 | 〇依存症に関わる医師等（精神科医等）によるギャンブル等依存症の正しい知識の普及を目的としたものとすること。〇医師等の選定は府で行う。〇ギャンブル等依存症の当事者やその家族等を起用する場合は、府と協議のうえ決定すること。 |
| プログラム等の内容 | 〇若年層やギャンブル等依存症問題に関心のない層の興味・関心を惹くプログラム及びキャスティングを企画すること。＜例＞・音楽、パフォーマンス、著名人、声優等 |
| ホワイエ等でのイベント | イベントの内容 | 〇参加者への適切な情報提供やメンタルヘルスへの関心を高めるためのコーナーを３か所程度設置すること。＜例＞・依存症問題に取り組む民間団体等の情報提供コーナー　　　・ストレスチェック等のメンタルヘルスに関するコーナー　　　・ギャンブル等依存症問題に関する○×クイズコーナー |
| 開催時間 | 〇ホール内でのイベントに先立って開催することとし、ホール内でのイベント終了後も参加できる時間設定とすること。 |
| その他、イベントに含める事項 | イベント広報にかかる資材等の制作・配布 | 〇行政機関・医療機関・関係機関等へ配布するイベントフライヤーの制作等、目標値達成のための広報業務を実施すること。〇製作費、印刷費等は委託料に含めることとする。 |
| イベントの記録 | 【ホール内でのイベント】〇講演・パフォーマンスを動画撮影し、アーカイブ配信用データとして記録すること。〇データは転換部分の削除、字幕の挿入、明るさの調整等の編集を行い納品すること。〇地域保健課依存症対策グループのYouTubeアカウントに投稿するため、適した動画形式に設定すること。【ホール外でのイベント】〇会場の様子等を写真撮影し、納品すること。〇写真は大阪府ＨＰ等に掲載するため、著作権や肖像権等に十分配慮すること。〇必要に応じて、モザイク処理を施す等の編集を行うこと。 |
| ノベルティ | 〇イベント参加意欲や満足度の向上のため、参加者へのノベルティ等の製作・配布を行うこと。〇もずやん等の行政オリジナルキャラクター等を使用する場合は府と協議し、使用許可を得ること。 |

1. 広報関係

|  |
| --- |
| 広報の概要 |
| 実施期間 | 令和６年５月１日（水曜日）から５月３１日（金曜日） |
| 対象者 | 府民及び府内在勤・在学等のすべての人 |
| 広報エリア | ・大阪府全域※大阪市内、堺市内は１か所以上必ず実施すること |
| 広報内容 | ・ギャンブル等依存症問題啓発月間の広報・上記（１）イベント関連の広報・行政が実施するギャンブル等依存症問題啓発月間での取組み |
| 広報手法 | ・SNS等を活用した配信等による広報・大型モニター（デジタルサイネージを含む）やポスター等を活用したインパクト性の高い広報 |
| 府から提供するもの | ・府から提供する、府制作のギャンブル等依存症問題啓発動画を活用して放映等を行うこと。【動画の形式等】* 15秒の横型動画：WMV形式、MP4形式
* 30秒の横型動画：WMV形式、MP4形式
* ３分の横型動画　：WMV形式、MP4形式
 |

**Ⅱ【アルコール関連問題啓発週間】**

＜概要＞

　　　「第２期アルコール健康障がい対策推進計画」における「第４章 具体的な取組み 取組施策②　広報・啓発の推進」に基づく普及啓発活動として実施するものであり、「飲酒のリスクを下げるための啓発」や「不適切な飲酒の防止」などのメッセージが伝わる事業を実施する。

　　　また、アルコール関連問題（アルコール健康障がい及びこれに関連して生ずる飲酒運転、自殺等の問題）の正しい知識の普及ができるイベントや広報を実施する。

1. イベント関連

|  |
| --- |
| イベントの概要 |
| 開催日 | 令和６年11月9日（土曜日）から11月10日（日曜日） |
| 会場 | 府が指定する商業施設等 |
| 会場費 | 20万円程度（概算）　・必要な付帯設備等により金額が変わるため、付帯設備利用料及び技術料等について概算額を委託料に含め積算すること。　・会場費、付帯設備利用料及び技術料等のイベント開催にかかる一切の費用は委託料に含むものとし、その支払いは受注者において行うこと。 |
| 対象者 | ・府民及び府内在勤・在学等のすべての人・主たるターゲット層：特に配慮を要する者（20歳未満の者・女性・妊産婦・若い世代・高齢者） |
| 参加料 | 無料 |
| 目標値 | 当日参加者数３００人（150人×2日） |
| 事業評価指標 | ・当日参加者数・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標 |

|  |
| --- |
| イベントの内容 |
| 体験型ブースによるイベント | 参加形式 | 体験型イベント |
| 開催時間 | 480分程度（10時～18時等） |
| 体験型ブースの内容 | 〇アルコール関連問題に関する体験ができるイベントを実施する。＜例＞・アルコールパッチテスト　　　・適正飲酒量をコップに注ぐチャレンジ　　　・VRを活用した泥酔状態体験 |
| 情報提供コーナー | 〇参加者への適切な情報提供やアルコール関連問題への関心を高められるようなコーナーを設置すること。＜例＞・府内でアルコール関連問題に取り組む民間団体等の情報提供コーナー　　　・アルコール関連問題に関する○×クイズ　　　・パネル展示 |
| イベント内での啓発資材を活用した広報 | 〇啓発動画の普及を行うためのコーナーを設けること（動画の場合、モニターでの放映等）。〇啓発動画については、下記（２）啓発資材等制作を参照すること。 |
| その他、イベントに含める事項 | イベント広報にかかる資材等の制作・配布 | 〇行政機関・医療機関・関係機関等へ配布するイベントフライヤーの制作等、目標値達成のための広報業務を実施すること。〇製作費、印刷費等は委託料に含めることとする。 |
| イベントの記録 | 〇会場の様子等を写真撮影し、納品すること。〇写真は大阪府ＨＰ等に掲載するため、著作権や肖像権等に十分配慮すること。〇必要に応じて、モザイク処理を施す等の編集を行うこと。 |
| ノベルティ | 〇イベント参加意欲や満足度の向上のため、参加者へのノベルティ等の製作・配布を行うこと。〇もずやん等の行政オリジナルキャラクター等を使用する場合は府と協議し、使用許可を得ること。 |

1. 啓発動画等制作

|  |
| --- |
| 啓発資材等の概要 |
| 資材の形式 | 動画等（アニメーション等含む）。 |
| 活用場所 | ・上記（１）イベント関連会場・府で実施する事業の場 |
| 内容 | ・アルコール関連問題の啓発の趣旨に適したであること。・ターゲット層の興味・関心を惹く内容であること。・妊産婦の飲酒問題の軽減につながるための、妊産婦向け啓発内容が盛り込まれたものであること。 |
| 対象者 | ・府民及び府内在勤・在学等のすべての人・主たるターゲット層：特に配慮を要する者（20歳未満の者・女性・妊産婦・若い世代・高齢者） |
| 留意点 | ・医師等、アルコール関連問題の当事者・その家族等を起用する場合は府と協議のうえ決定すること。・著名人等を起用する場合は啓発の趣旨に適した選定を行うこと。 |

　※動画を制作する場合の形式等

　　○各種放映媒体に合わせて、縦型・横型等の種類を制作すること。

　　○動画の尺は20分程度のものとすること。

　　○目に留まりやすい視認性や訴求性の高いものであること。

　　○色覚障がいや聴覚障がいのある人への配慮もすること。

　　○解像度はフルハイビジョン以上とすること。

　　○対応言語は日本語であること。

　　○動画の制作にあたっては、本府と協議を行い、内容を決定した上で、絵コンテ、シナリオ、ナレーションを作成した上で、映像制作を行うこと。

　　○動画の制作に必要な機材等は全て受注者が用意したうえで、画像の加工、音声、ナレーション、テロップ、ＢＧＭの挿入等の編集作業を行うこと。

　　○動画の完成までは、本府による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

　　○配信した啓発効果等の結果を反映するため、完成後の動画に対し、本府と協議したうえで複数回の修正等の指示を受けること。

　　○動画の制作過程の節目（シナリオ完成時、ナレーション原稿完成時等）においても、発注者にその内容について、報告すること。

　　○YouTube等の媒体に掲載可能なものであること。

　　○複数年にわたり長期間使用可能で、汎用性が高いもの。

　　○他者が保有する資料映像や静止画等を使用する場合は、「８．（２）著作権に係る留意事項」の項目に従うこと。

　　○各コンテンツの法的適格性等については、受託者において法律専門家等に確認する等により担保すること。

　　○台詞等において、商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現など府の啓発動画としてふさわしくない内容は盛り込まないこと。

　　○撮影した映像・静止画は、将来的に啓発素材等として使うことができるよう、最終成果物に使用しなかったものも含めてアーカイブとして整理し、成果物とあわせて提出すること。

（３）広報関係

|  |
| --- |
| 広報の概要 |
| 実施期間 | 令和６年11月10日（日曜日）から11月16日（土曜日） |
| 対象者 | 府民及び府内在勤・在学等のすべての人 |
| 広報エリア | ・大阪府全域 |
| 広報内容 | ・アルコール関連問題啓発週間の広報・上記（１）イベント関連の広報・行政が実施するアルコール関連問題啓発週間での取組み |
| 広報手法 | ・SNS等を活用した配信等による広報・大型モニター（デジタルサイネージを含む）やポスターを活用したインパクト性の高い広報 |
| 啓発資材 | ・上記（２）啓発動画等制作で制作した動画を活用すること。・その他、広報手法に合わせた啓発資材の作成 |

**Ⅲ【年間を通した広報の実施】**

＜概要＞

　おおさか依存症ポータルサイト等の府の実施する事業に関する広報を年間を通して実施し、広く府民に周知を行うことで、府民の依存症に関する関心を高め、正しい知識の普及と理解の促進等を行う。

|  |
| --- |
| 広報の概要 |
| 実施期間 | 「契約締結後すみやかに」から令和７年３月３１日（月曜日） |
| 対象者 | 府民及び府内在勤・在学等のすべての人 |
| 広報エリア | ・大阪府全域 |
| 広報内容 | ・おおさか依存症ポータルサイト・府の指定する内容の広報を協議のうえ、実施すること。・大阪府ギャンブル等依存症対策基金の広報手法の立案 |
| 広報手法 | ・SNS等を活用した配信等による広報（ターゲティング広告、リスティング広告等） |
| 目標値 | おおさか依存症ポータルサイトの閲覧数：年間20,000件 |
| 府から提供するもの | おおさか依存症ポータルサイトの普及啓発動画・15秒：ＭＰ４ |

６．企画提案を求める内容

　Ⅰ【ギャンブル等依存症問題啓発月間】

（１）業務の全体企画

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫実施期間において、参加者が、依存症問題に関心を持ち、依存症に関する正しい知識を身につけ、依存症への偏見がなくなることができるような事業の企画及び運営体制について、公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。・ギャンブル等依存症問題啓発に向けた効果的・効率的なプロモーション業務の全体像（コンセプト及び特徴等）・イベント参加者数 |

（２）依存症問題啓発イベントの企画・運営

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫府民が依存症に関する正しい知識を持ち、その理解が促進されることにより、依存症に対する偏見がなくなるような企画を公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。・企画の概要・イベント会場のコンセプト、内容、レイアウト・イベントのプログラム案、出演者候補と依頼にかかる経費（複数名記載可） |

（３）広報関係の立案・実施

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫府民に依存症問題の興味・関心を持ってもらうため、より多くの府民の目に留まる広報プランを創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。・PR広報の全体仕様・SNSを活用した広域的な広報の展開手法・イベント周知のための広報物や月間PRにかかる府制作のポスター等の活用方法（主要駅での広告等）・マスメディアへの掲載等、不特定多数に対し広報が可能な手法（新聞広告への掲載等）・大阪府ギャンブル等依存症対策基金の獲得に資する効果的な周知方法等についての立案・その他独自事業（提案があれば） |

（４）業務遂行能力

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫事業実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）等の全体計画、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組みに加え、類似事業の実績がある場合は過去（３年以内）の実績について示すこと。なお、ここでいう類似事業とは、大型イベントの企画運営に関する事業とする。 |

　Ⅱ【アルコール関連問題啓発週間】

（１）業務の全体企画

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫実施期間において、アルコール関連問題に関心を持ち、府民が飲酒に伴うリスク等に関する正しい知識を身につけ、アルコール関連問題への偏見がなくなることができるような事業の企画及び運営体制について、公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。・アルコール関連問題啓発に向けた効果的・効率的なプロモーション業務の全体像（コンセプト及び特徴等）・イベントへの参加者数の目標 |

（２）依存症問題啓発イベントの運営企画・啓発資材等制作

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫府民がアルコール関連問題に関する正しい知識を持ち、その理解が促進されることにより、アルコール関連問題に対する偏見がなくなるような企画を公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること・実施する企画の概要（体験型イベント）・イベント会場のコンセプト、内容、レイアウト・イベントのプログラム案・啓発資材等のコンセプト・内容 |

（３）広報関係の立案・実施

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫府民にアルコール関連問題の興味・関心を持ってもらうため、より多くの府民の目に留まる広報プランを創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること・PR広報の全体仕様・啓発資材等の制作にかかるコンセプト、プラン、制作体制・SNSを活用した広域的な広報の展開手法・イベント周知のための広報物等の活用方法（主要駅での広告等）・独自事業（提案があれば） |

（４）業務遂行能力

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫事業実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）等の全体計画、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組みに加え、類似事業の実績がある場合は過去（３年以内）の実績について示すこと。なお、ここでいう類似事業とは、大型イベントの企画運営に関する事業とする。 |

Ⅲ【年間を通した広報の実施】

（１）広報関係の立案・実施

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫おおさか依存症ポータルサイトを普及し、より多くの府民の目に留まる広報プランを創意工夫して具体的に提案すること。また、大阪府ギャンブル等依存症対策基金の周知手法の立案を行うこと。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。・PR広報の全体仕様・SNSを活用した広域的な広報の展開手法・大阪府ギャンブル等依存症対策基金の獲得に資する効果的な周知手法等についての立案・その他独自事業（提案があれば） |

（２）業務遂行能力

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫事業実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）等の全体計画、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組み等。 |

７．委託業務の実施状況の報告

受注者は契約締結後、定期的に委託業務の進捗状況を発注者に報告すること。イベント等終了日の翌日から２週間以内に実施状況を書面により発注者に報告すること。なお、発注者は、業務内容等について随時報告を求めることがあるため、協力すること。

（１）業務全体の報告書の提出

　　委託業務終了後、「業務全体の報告書」を作成し、令和７年４月15日（火曜日）までに提出すること。

（２）記録写真の撮影等

イベント等の様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、発注者に提出すること。なお、記録物は、府が府民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。提供方法は、電子データにより納品することとし、業務終了後すみやかに提出すること。

（３）アンケートの実施と業務の効果検証

イベント参加者等にアンケートを実施し、結果をとりまとめること。また、イベント実施期間中の日々の参加者数に加え、各ステージイベントの観客数を把握すること。アンケートの実施に当たっては、事前に発注者と調整すること。

８．委託事業の実施上の留意点

（１）経費について

本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

（２）著作権に係る留意事項

* 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
* 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
* イベント出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
* イベントで使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
* 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

（３）委託業務の実施上の留意点

* 業務の遂行にあたって、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
* 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
* 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。

（４）委託業務の実施状況の報告

* 受注者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を書面により大阪府に報告すること（様式自由）。なお、イベント等ごとの終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。
* 受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果を書面で報告すること。
* 発注者は、必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがあるため、受注者はこの求めに応じなければならない。

（５）書類の保存

* 受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後５年間保存するものとする。

（６）その他留意事項

* 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
* 受注者は、契約締結後14日以内に、業務実施計画書（業務スケジュール）（５．（４）に記載するPR計画を含むもの。）を発注者へ提出すること。
* 受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
* 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。
* 受注者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。ＰＲに必要なノベルティを手配する場合は、種類・数量等を府と協議したうえで決定する。
* 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、府と協議すること。